

宇部市公正入札調査委員会設置要領

平成7年3月16日制定

1 趣旨

建設工事等（宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日制定）第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、総務部に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

3 構成

委員会は、総務部長を委員長とし、総務部次長、契約監理課長並びに入札談合に関する情報に係る工事を所掌する部長又は総合支所長、次長及び課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、契約監理課に置くものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。